

ふじしろ政夫と共に市政を変える会

発行 ふじしろ政夫と共に市政を変える会 ニュース06年10月号
〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50 TEL & FAX 047-445-9144
Eメール masao.fujishiro@zc.wakwak.com ホームページ http://e-kamagaya.com/



かまがや市の 地域医療・看護・介護制度をつくりましょう！

市議会議員 ふじしろ 政夫

ひとり暮らしでも、夜も不安なく生活していきたい……体が急変したとき連絡できるシステムを……そんな思いを実現するには？

まだまだ介護保険も、医療制度も、21世紀の少子高齢化社会に対応できる形ができていません。一人一人の市民の命、健康、生活を“持続可能”とする仕組みをつくる必要があります。

来年、新鎌ヶ谷に248床の中核病院（木下会）がオープンします。心臓・脳外科などの高度医療、小児救急を含めた24時間365日の救急医療、障がい者も安心して診てもらえる診療体制、人工透析などなど……これからの鎌ヶ谷の地域医療の要めの病院として期待されます。

又、“病院から在宅へ”“施設から地域へ”といわれ、在宅看護、在宅介護の重要性も語られています。……どう実現していったらよいのでしょうか。

日本の介護保険のモデルとなったオランダでは“ファミリードクター制度”（かかりつけ医者）によって介護と医療をトータルにケアする仕組みがつけられています。

地元の医療機関（かかりつけのお医者さん）と中核病院、そして船橋医療センター、二和病院など周辺医療機関との間でネットワークを組み、あらゆる

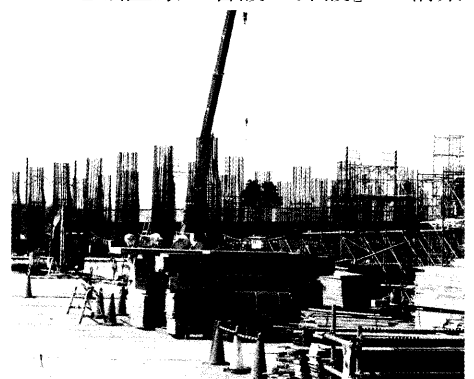
症状に対応できる『地域医療』をつくる必要があります。そして、その『地域医療』と『看護』『介護』が総合的に機能する仕組みを創りあげなければなりません。

「あなたは、今、介護サービスだけです。医療サービスが必要になったら別の場所で対応してもらって下さい」といった今の制度は、日々生活している人の立場ではありません。医療も看護も介護も、また身まもりなどボランティアによるサービスも24時間365日トータルに用意されていることが福祉なのではないでしょうか。

広域交流拠点の鎌ヶ谷市から全国に向けて発信しましょう。

ひとりひとりの生命と健康と生活をトータルにケアする『かまがやの地域医療・看護・介護』の構築を！

ふじしろ政夫は皆様と一緒に全力を尽して頑張っています。



来年オープンする「中核病院」建設中

***** 9月議会で決まったこと *****

◇平成17年度決算認定

平成17年度は、歳入252億4628万円、歳出240億3468万円、実質収支11億2469万円と非常に厳しい財政事情の中、歳出の抑制努力をした決算でした。それでも経常収支比率は94.9%と硬直性が増し、投資へまわせる金額がますます減少しています。

又、市の財政力を示す、財政力指数（1で自前のまちづくり）は、ここ数年微増ですが、まだ0.766です。法人税などの収入源のないことで、構造的に「1」に近づけない状況となっています。

◇地震に備えわが家の耐震

一般住宅への耐震診断、改修工事への補助制度ができました。

①昭56年5/31以前の建築物 ②木造平屋と二階在来工法等の条件の建物の耐震診断、改修に30万円（上限）の補助金が出ます。

本年11月頃から平成20年度までの間の制度です。担当窓口は鎌ヶ谷市建築指導課です。

今、市が実施している無料簡易耐震診断（年5回）を利用して“わが家”の安全を確認してみましょう。（補正予算 150万円）



ふじしる政夫の一般質問

自治基本条例制定へ向け大きく一歩！



全国で最初にニセコ町で「ニセコ町まちづくり基本条例」が制定され（2000年12月）、住民自治へ向けて大きな一歩がふみ出されました。

鎌ヶ谷市でも平成19年度の制定に向け、策定作業が続けられております。市民一人一人が自からの街のあり様を自からの手で決めていける、つくっていきける住民自治の街づくりの基幹的なシステムを条例という形で示すものです。

質問と答弁の中で次のことが明らかになりました。

自治基本条例は最高規範です

市長公室長：自治基本条例は、鎌ヶ谷市の自治について、理念や原則を定めるものであり、行政が施策を考える時の基本となるものであり、最高規範性をもつものです。

情報は市民の共有財産

市長公室長：市民の参加、協働の前提として情報共有があります。

藤代市議：市民の「知る権利」と行政の「説明責任」の相関性が全うされることで、市民自治が推進されます。

市民にはまちづくりに参加する権利があります

市長公室長：市民の参加する権利については、要綱案の市民の権利に規定されております。住民自治の実現のために特に重要です。

住民投票で市民参加を担保します

市長公室長：鎌ヶ谷市が団体として住民投票ができる旨を規定します。

藤代市議：直接民主主義と間接民主主義があいまって、主権者たる市民の権利が実現されます。「住民投票」を自治基本条例に規定することが市民参加を担保することになります。

良好な環境を享受する社会へ

藤代市議：市民が良好な環境の下、生活を営むこと、恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引きつぐ必要があります。

第三者評価のシステムを導入しましょう

藤代市議：「行政評価」「公益通報者保護制度」「議会への市民参加」など市の運営に第三者によるチェックシステムが必要です。

障がい者自立支援法・1割の応益負担へ「負担軽減策、前向きに検討」

障がい者福祉サービスが、支援費制度から自立支援法制度へ転換し、10月1日から本格施行となります。

①知的・身体・精神の障がい種別を一元化 ②応益負担から1割の応益負担へ ③106項目の調査による障がい区分の判定へ 等が障がい者当事者にどのような影響を与えるのか議論しました。以下のことが明らかになりました。

障がい区分によってサービスが受けられなくなる

福祉部長：障がい区分に応じて利用できるサービスの基準が国から示されています。施設入所は区分4以上からの利用となります。しかし現在施設に入所している方には、5年間の経過措置があります。

106項目の一次判定では障がい程度を正しく判定できません

藤代市議：“衣服の着脱”の場合、準備時間を捉えないと障がい程度を正しく把握できないのでは？

福祉部長：認定調査員の“特記事項”等、二次判定で勘案します。

一次判定が二次判定で高い区分に変わった方は29.9%です。二次判定を重視します。

応益1割はやはり負担です

“総合上限額”で負担軽減策を導入しましょう

藤代市議：通所授産施設利用者の工賃と施設利用料1割負担が逆ざやになって苦勞している方がいます。さらに介護給付、補装具費などのサービスを複合的に使うとそれぞれの上限（37,200円）が合算されかなりの負担額となります。

佐倉市、浦安市、市川市、我孫子市などでは総合上限額（合算しても37,200円）として軽減策をとっています。鎌ヶ谷市はどうしますか。

福祉部長：前向きに検討します。



グループホームの家賃補助を前向きに検討

福祉部長：地域での生活の場としてのグループホームの家賃補助は、前向きに検討します。

市の事業である地域生活支援事業、手話要約筆記など無料

相談支援・手話要約筆記などコミュニケーション支援は無料。移動支援と日常生活用具給付は、非課税世帯は無料です。

バリアフリーの重点整備地区として

くぬぎ山駅、鎌ヶ谷大仏駅、
新鎌ヶ谷駅にエレベーター設置—

これまでの交通バリアフリー法とハートビル法が改正され、新たなバリアフリー法が制定されました。

鎌ヶ谷市は「くぬぎ山駅」「鎌ヶ谷大仏駅」「新鎌ヶ谷駅」を重点整備地区とすべく、「バリアフリー基本構想」策定に向け動き始めました。

本年度構想の策定、来年度事業開始を。総事業費は約7億円位。国・市（県）事業者がそれぞれ1/3ずつの負担となります。多くの市民から要望されていたエレベーターは、くぬぎ山駅に3基、鎌ヶ谷大仏駅に3～2基、新鎌ヶ谷駅に1基の設置が予定されています。駅と駅周辺を高齢者にとって、又障がいのある人にとって住みやすい空間にしていきましょう。

(補正予算 195万円)



エレベーター設置が
予定されている
鎌ヶ谷大仏駅

いいのだろうか？

有事における保護計画

鎌ヶ谷市国民保護協議会・対策本部等関連
条例成立（議案第1号、2号、3号）

「国民保護法」に基づき、鎌ヶ谷市の国民保護計画づくりが始まります。武力攻撃をされた時どう住民を避難、救援するのか。基礎自治体である市町村がこれらの保護措置を荷負うこととなります。（法定受託事務）。

計画づくりの諮問機関である「協議会」の委員として、人権を守る立場からの弁護士、市民の参加が求められます。

“有事における保護計画”と“平時における有事を想定した訓練・体制づくり”がこの国民保護法のもっている特徴です。平時から有事を前提にした社会のシステムが出来上がる意味は何なのか？「国家総動員体制づくりが自治体によってつくりあげられていく」と批判する方もいます。多くの問題点を感じます。これからの“保護計画”づくりに対して、市民の立場から声を出していく必要があると思われま

**有事法制が
まちにやってくる**

●だれをまもる国民保護計画？

弁護士
田中 隆 氏



自治体研究社

“北京のチョウチョ”は 飛びたつか！

北川正恭さん語る

全国市議会議長会主催の第一回研究フォーラムが、「地方議会と市民参加」と題して、日比谷公会堂にて開催されました（06.8/3）



北川正恭（元三重県知事）さんは、基調講演の中で、「“北京のチョウチョ”が一羽はばたくとニューヨークでハリケーンが生じる」といったカオス理論のたとえ話して、地方から国を変えていく動きをおこしていこうと訴えました。

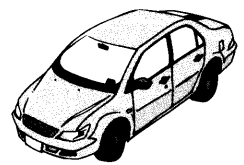
「他人の財布で仕事をする中央集権」から「自分の財布で政策を実行する地方分権」へと変らなければならない時代。「立ち位置を変えていく」必要性を提起しました。「ないものねだりでなく、あるものさがし」を、「市民が選択するマニフェスト選挙」で政策を議論しあう議会へと。

又、シンポジウムにおいて世古一穂（NPO研修情報センター代表理事）さんは、28次地方制度調査会においては、議会への市民参加が提唱されていることを報告しました。そして住民自治＝「市民への分権」の実現の為“協働型議会”をつくっていくべきだと提案されました。

二元代表制下、地方議会の重要性が益々増してきました。私達市民、議会が“北京のチョウチョ”として羽ばたき出す必要性を強く感じました。

福祉有償運送

千葉県がプレーメン福祉有償運送特区（06.3/31）として認定されたことをうけ、セダン型（普通の車）での運送ができるようになりました。



NPO法人「たすけあいの会」さんがリフト付の福祉車の他に7台のセダン型車輛を導入し、介護の必要な方々の運送事業にあたります。

鎌ヶ谷市では早くからタクシー事業者さんが、介護タクシー事業を展開しており、福祉有償運送への理解があり、運営協議会の中で、よりよい福祉環境がつけられるよう話し合いがなされています。

『鎌ヶ谷市集中改革プラン21』 5億円以上の改革効果

平成17年度、職員採用の抑制で1億4900万円、市税の収納率アップで2億5700万円、74項目の取り組みで合計5億2500万円の財政的効果を。

NOMADOTE

野馬土手めぐり 第2回 鈴木喜久次さん

③ (鎌ヶ谷1丁目) 野馬土手



高い塀に囲まれている。

この土手は丸山1丁目との境界に在り、囃子水公園より鎌ヶ谷大仏に至る約1.5kmも続いていた野馬土手の残存部分である。

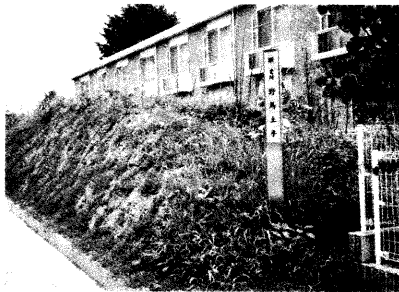
この野馬土手は、鎌ヶ谷1丁目の保全林(立入り禁止)の中に在り、高さ1.5~2m長さ約70mの一重の土手で、土手の後側は道路沿いの

④ (東初富3丁目) 野馬土手

平成11年10月 鎌ヶ谷市史跡

稲荷前交差点より東武団地に向かう市道の左側に在る。

高さ約2.5m幅約7m長さ約35m。前面は幅2mの舗装歩道、土手の後側は住宅であるが土留めとフェンスで仕切られている。



土手にあった大木は切られて切り株のみになっているが、住宅地に在る野馬土手として周囲の景観に配慮したもので有ろう。

話し合っただけで罪になる?! 「共謀罪」は必要ない



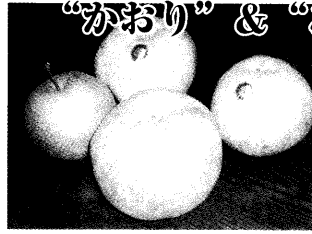
日本弁護士連合会・国際刑事立法対策委員会副委員長の海渡雄一弁護士を鎌ヶ谷市に招き、「共謀罪」についての講演会が開かれました(06.9/10)

実際に殴ったり、だましたりしなくとも、殴ろうと話し合っただけで2年の懲役となる共謀罪は、「近代刑法の原則を否定することになる」と問題点が指摘されました。

又、国連の立法ガイドを訳してみると「共謀罪」がなくとも条約を批准できることが明らかになってきたとの事です。10月臨時国会に向けそれぞれの立場から反対の声をあげていこうと確認されました。

かまがやの梨

“かおり” & “あきづき”



市役所ロビーにて「晩梨まつり」が開かれ、新高、かおり、あきづきの品評即売会が催されました(9/20~21)

これまでの幸水、豊水、新高の他に更に“あきづき”“かおり”が鎌ヶ谷の梨として育っています。

市民の声

出 会 い

碁楽会にはじまる人の輪の中で、いつのまにか、私は「変える会」のメンバーの一人となり、新参者のくせに、デカイツラをして、いいたいことをいいまくっている。そんな私を、会の方々はあたたかくむかえ入れてくれた。気骨のある武田、佐藤両副会長がいて、役員会では議論百出。それがうまくまとまっていくのは、田中会長の洒脱の人柄と、ふじしろさん自身の生真面目さのおかげであろうか。そんな中、私にはいささかうしろめたい気持ちがある。というのは、前回の選挙で、ふじしろさんに一票を投じた以外何もしていないからである。明年4月、ふじしろさんにとって二期目の選挙がある。今度こそは、すこしは役に立ちたい。そしてもっと多くのひとびととの出会いがあるように願っている。

東中沢 渡邊 俊彦

ふじしろ政夫と共に市政を変える会 入会のお誘い

毎月ニュース・イベントなどのご連絡をいたします。
年会費 1000円 Tel・Fax 047-445-9144
郵便振込 00110-7-758512 ふじしろ政夫

ふじしろ政夫の市政報告会

10月22日(日) 13:30~

まなびいプラザ

おしらせ

☆「品川正治さん憲法を語る」

11月26日 14:00~ 東部学習センターレイン
ボーホール 無料

☆津久井清市政報告会

11月5日 13:30~ 道野辺中央コミセン

きょうどう事務所 トライ・案内

☐法律無料弁護士相談 要予約 ふじしろまで

10月21日(土) 11月25日(土) 13:00~

☐市政相談……ふじしろ市議……常時ご連絡下さい

☐碁楽会 10月6日(金) 10月20日(金) 13:00~

☐今更英会話 毎週木曜日 13:30~

☐数学教室 毎週月・火曜日 19:00~